市病発第４９２号
令和８年１１月１２日

次のとおり条件付一般競争入札に付すので、地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の６第１項及び熊本市病院局契約事務取扱規程（平成２４年病院局規程第１４号。以下「病院局規程」という。）第２条において準用する熊本市契約事務取扱規則（昭和３９年規則第７号。以下「規則」という。）第３条の規定により公告する。

熊本市病院事業管理者　水　田　博　志

１　競争入札に付する事項

(1)　件名

熊本市民病院院外閲覧システム用タブレット賃貸借（長期継続契約）

(2)　目的及び概要

医師が、院外画像参照システム（SYNAPSE ZERO）を利用して、院外から医療用画像情報を閲覧しながら当直医師等の診療を援助できるようにするため、タブレット端末及び通信回線を１６台分調達する。

(3)　設置場所

熊本市東区東町４丁目１番６０号　熊本市立熊本市民病院　他

(4)　賃貸借期間

令和９年（２０２７年）２月１日から令和１４年（２０３２年）１月３１日まで（地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２３４条の３に基づく長期継続契約）。

ただし、契約の効力は、契約書記載の契約日から生ずる。

２　担当部局

〒８６２－８５０５　熊本市東区東町４丁目１番６０号
熊本市病院局事務局医事課情報システム室情報推進班
電話番号：０９６－３６５－１７１１（内線３１５５）
メールアドレス：byouinjouhousystem@city.kumamoto.lg.jp

３　入札手続の種類

この案件は、入札前に条件付一般競争入札に参加する者に必要な資格（以下「競争入札参加資格」という。）の確認を行い、競争入札参加資格があると認められた者による入札の結果に基づき落札者を決定する方法により入札手続を行う。

４　競争入札参加資格

次に掲げる条件を全て満たしていること。

(1)　熊本市病院局物品売買等の契約に係る競争入札（見積）参加資格審査申請書を提出し、熊本市病院局物品売買等の契約参加資格者に関する要綱（平成２８年３月１８日制定）第５条に規定する参加資格者名簿に登録されている者であること。

さらに、業種として、以下の業務での登録をしていること。

・第１分類「（１７）情報処理業務」、第２分類「①情報システム全般の設計、開発、維持管理」

・第１分類「（１８）リース・レンタル」、第２分類「①ＯＡ機器類」

(2)　地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４第１項各号の規定に該当しない者であること。

(3)　会社更生法（平成１４年法律第１５４号）第１７条の規定による更生手続の開始の申立て又は民事再生法（平成１１年法律第２２５号）第２１条の規定による再生手続の開始の申立てがなされた場合は、それぞれ更生計画の認可決定又は再生計画の認可決定がなされていること。

(4)　熊本市病院局が締結する契約等からの暴力団等の排除措置要綱（平成２１年４月１日制定）第３条第１号の規定に該当しないこと。

(5)　熊本市病院局から熊本市病院局物品購入契約等に係る指名停止等の措置要綱（平成２１年４月１日制定）に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。

(6)　消費税及び地方消費税並びに本市市税の滞納がないこと。

(7)　業として本件競争入札に付する契約に係る業務を営んでいること。

(8)　過去３年の間、本市との契約において、違反又は不誠実な行為を行った者であって契約の相手方として不適当と熊本市病院事業管理者（以下「病院事業管理者」という。）が認めるものでないこと。

(9)　熊本市公契約条例（令和７年条例第５４号）第８条に基づき誓約書を提出するなど、本条例を遵守していること。

５　申請手続等

(1)　競争入札参加資格確認申請書、仕様書等の交付期間及び方法

ア　交付期間

令和８年（２０２６年）１１月１２日（木曜日）から令和８年（２０２６年）１１月２７日（金曜日）まで

熊本市民病院ホームページに掲載するほか、希望する場合は２の担当部局で配布する（担当部局での配布については熊本市の休日及び期限の特例を定める条例（平成元年条例第３２号）第１条に規定する市の休日（以下「休日」という。）を除く。）。郵送又は電送（電子メール等）による交付は行わない。

イ　担当部局での配布は、午前９時から午後５時まで。熊本市民病院

ホームページでは、アの交付期間内にいつでもダウンロードできる。

(2)　申請書等の提出方法等

本件入札の参加希望者は、競争入札参加資格確認申請書及び競争入札参加資格審査調書その他の必要書類（以下「申請書等」という。）を提出し、競争入札参加資格の有無については病院事業管理者の確認を受けなければならない。提出方法等は、次によるものとする。

ア　提出書類及び提出方法

持参、電送（電子メール等）又は郵送により提出すること。

なお、電送（電子メール等）により提出する場合は、必ず電話で着信を確認すること。郵送する場合は、一般書留又は簡易書留のような送達記録が残る方法によることとし、送達記録が確認できない方法により郵送されたものは受け付けない。

(ｱ)　競争入札参加資格確認申請書（様式第１号）

(ｲ)　競争入札参加資格審査調書（様式第２号）。

イ　提出期限

令和８年（２０２６年）１１月２７日（金曜日）午後５時まで（持参、電送（電子メール等）及び郵送とも同じ。）

電送（電子メール等）により提出する場合は、提出期限までに着信確認を行うこと。

また、郵送の場合、不慮の事故による紛失又は遅配は考慮しない。

ウ　提出部数

１部

エ　提出先

(ｱ)　持参又は電送（電子メール等）の場合

２の担当部局

(ｲ)　郵送の場合

〒８６２－８５０５　熊本市東区東町４丁目１番６０号

熊本市病院事業管理者（熊本市病院局医事課情報システム室情報推進班）宛

また、封筒の表面に「件名」（１(1)参照）及び「競争入札参加資格確認申請書在中」を明記すること。

オ　留意事項

(ｱ)　様式については、申請書等提出日時点において記載すること。

(ｲ)　入札参加者の住所、商号又は名称、代表者職・氏名については、参加資格要綱第５条に規定する参加資格者名簿に登録されているとおりに記載すること。

(3)　競争入札参加資格の確認については、申請書等の提出期限日をもって行うものとする。結果（競争入札参加資格がないと認めた場合はその理由も含む。）については、書面により通知する。

6　競争入札参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

(1)　競争入札参加資格がないと認めた旨の通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して７日（休日を含まない。）以内に、病院事業管理者に対して競争入札参加資格がないと認めた理由について、書面（様式は自由）により説明を求めることができる。

(2)　病院事業管理者は、説明を求められたときは、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して５日（休日を含まない。）以内に、説明を求めた者に対し書面により回答する。

7　入札説明会

入札説明会は実施しない。

8　入札説明書等に対する質問

(1)　入札説明書、仕様書、契約書（案）等に対する質問がある場合においては、次のとおり質問書（様式第３号）を提出すること。

ア　提出方法

質問書（様式第３号）に記載し、２に示す担当部局の電子メールアドレス宛てに提出すること。また、提出後は２の担当部局の電話番号に連絡すること。

なお、電子メールの件名は「【熊本市民病院院外閲覧システム用タブレット賃貸借】に関する質問（事業者名）」とすること。

イ　提出期間

令和８年（２０２６年）１１月１２日（木曜日）の午前９時から令和８年（２０２６年）１１月２６日（木曜日）の午後５時まで（休日除く。）。

(2)　(1)の質問書に対する回答書は、次のとおり閲覧に供する。なお、熊本市民病院ホームページにも掲載する。

ア　閲覧期間

令和８年（２０２６年）１２月２日（水曜日）の午後２時までに開始し、令和８年（２０２６年）１２月４日（金曜日）の午後５時までとする。

イ　閲覧場所

２の担当部局

9　入札に参加する者が１者である場合の措置

入札に参加する者が１者である場合は、再度公告して申請書等の提出期限を延長するものとする。この場合、必要に応じて当該案件に係る競争入札参加資格の変更又は履行期間の変更を行うことがある。

１０　入札等

(1)　５(3)の通知により競争入札参加資格があると確認された者は、次に定める方法に従い、入札に参加するものとする。

ア　入札日時

令和８年（２０２６年）１２月４日（金曜日）午前１１時

イ　入札場所

熊本市東区東町４丁目１番６０号

熊本市立熊本市民病院３階　会議室３１

※　入札開始時刻経過後の入札場所への立ち入りは認めない。

ウ　入札方法

入札書を持参して行うこととし、郵送及び電送（電子メール等）によるものは認めない。入札受任者が持参する場合は、別途委任状を提出すること。

(2)　入札書及び委任状（入札を委任する場合）については、別添様式を使用すること。その作成に当たっては、参加資格要綱第５条に規定する参加資格者名簿の登録内容に十分に留意すること。

なお、入札書への登録印の押印、受任者（入札を委任する場合）の印鑑の押印は省略できるが、委任状への登録印の押印は省略できない。

(3)　入札書及び委任状（入札を委任する場合）には次の内容を明記等すること。これらの記載等がない場合又は不明瞭な場合は、入札書を無効とする。

ア　入札参加者の住所、商号又は名称、代表者職・氏名

イ　入札金額

※　入札金額の設定については、入札説明書を参照のこと。

ウ　受任者の住所、商号又は名称、氏名

エ　委任状への登録印の押印

(4)　入札金額は、本件賃貸借に要する費用の月額とする。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に１００分の１０に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の１１０分の１００に相当する金額を入札書に記載すること。

なお、入札金額を訂正した痕跡のある入札書は無効とする。

(5)　入札参加者又はその受任者は、入札執行者の指示なく退室することができない。

(6)　入札執行回数は、３回までとする（２回目以降の入札書の提出については、別途指示する。）。

ただし、１回目の入札で棄権、辞退及び無効となった者は、再入札（２回目）及び再々入札（３回目）に参加できない。

(7)　入札書を提出した後は開札の前後を問わず、引換え又は取消しをす

ることができない。

(8)　一の入札参加者が複数の入札を行ったと認められるときは、いったん開札して確認の上、全ての入札書を無効とする。

(9)　熊本市工事競争入札心得（平成２年告示第１０７号）第７条に準じるほか、申請書等に虚偽の記載をした者のした入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消すものとする。なお、競争入札参加資格があると確認された者であっても、落札決定の時において４に規定する競争入札参加資格を満たさなくなった場合は、競争入札参加資格のない者に該当するものとする。

(10)　無効とした入札書は、返却しないものとする。

１１　落札者の決定方法

(1)　予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。

(2)　落札となるべき同価の入札をした者が２者以上あるときは、くじにより落札者を決定する。

(3)　最低制限価格は設定しない。

１２　契約方法

落札者が海外で登記された者でない場合、この案件は、電子契約にて締結することができる。なお、電子契約を行う場合、契約の締結にあたって、契約締結の確認の依頼のために使用する電子メールアドレスは、４(1)に掲げる参加資格者名簿に登録する際に申請したメールアドレスとする。

その他は、熊本市電子契約実施要綱（令和７年１０月１日施行）に定めるところによる。

１３　その他の留意事項

(1)　手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2)　入札保証金

病院局規程第２条において準用する規則第５条第２項第４号に定めるところにより、免除する。

(3)　契約保証金

病院局規程第２条において準用する規則第２２条第１項ただし書の定めるところにより、落札者は、契約金額を１年間当たりの額に換算した額の１００分の１０以上の契約保証金を契約締結の時までに納付すること。

ただし、利付国債の提供又は金融機関の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、次に掲げる場合においては、契約保

証金を免除する。

ア　保険会社との間に熊本市民病院を被保険者とする履行保証保険契約を結び、保証証券を契約締結の時までに提出したとき。

イ　過去２年の間に、国公立の医療機関（ただし、国立大学法人及び独立行政法人国立病院機構を除く。）と業務内容をほぼ同じくする契約を２回以上誠実に履行し、このことを証するため、発注者の証明（ただし、契約書の写しに発注者が契約の適正な履行完了を認めた書類の写しを添えても可）を提出したとき。

(4)　契約書（案）

熊本市民病院ホームページに掲載するほか、２の担当部署で閲覧に供する。

(5)　申請書等に関する事項

ア　提出期限までに申請書等を提出しなかった場合は、入札参加者として認められないものとする。

イ　申請書等の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

ウ　提出された申請書等は、返却しない。なお、情報公開条例の規定により、開示する場合がある。

エ　提出された申請書等は、競争入札参加資格の確認以外に提出者に無断で使用しない。

オ　提出期限後における申請書等の追加、差し替え及び再提出は、認めない。

カ　申請書等に虚偽の記載をしたことが判明した場合は、当該申請書等を無効とし、競争入札参加資格の取消し、落札決定の取消し、契約締結の保留又は契約の解除等の措置をとるとともに、指名停止要綱に基づく指名停止その他の措置を行うことがある。

(6)　競争入札参加資格の確認を行った日の翌日から開札までの間に、競争入札参加資格があると認めた者に競争入札参加資格がないものと判明した場合には、当該者に対する競争入札参加資格確認の通知を理由を付して取り消すものとする。この取消しの通知を受けた者は、当該通知を受け取った日の翌日から起算して５日（休日を含まない。）以内に、病院事業管理者に対して競争入札参加資格がないと認めた理由について、書面により説明を求めることができる。

(7)　落札者の決定後契約締結までの間に、落札者が４に規定する競争入札参加資格を満たさなくなった場合には、契約を締結しないことができるものとする。

(8)　申請書等の提出及び入札に当たっては、熊本市工事競争入札心得に準じて実施する。

(9)　申請書類、入札書等について手書きする場合は、黒色のペンまたはボールペンで記入すること（消去可能なボールペンは使用不可）。

(10)　入札後、仕様書等についての不知又は不明を理由として異議を申し

立てることはできない。

(11)　この入札に係る契約は、地方自治法第２３４条の３及び地方自治法施行令第１６７条の１７の規定による長期継続契約であり、契約を締結した日の属する年度の翌年度以降に歳出予算の金額が減額又は削除があった場合、委託者はこの契約の変更又は解除を行う。

(12)　以上のほか、詳細は入札説明書による。